訴　　状

令和６年１２月５日

東京地方裁判所　民事部　御中

原告訴訟代理人弁護士　　村　岡　　徹　也

損害賠償請求事件

当事者の表示　　別紙当事者目録のとおり

訴訟物の価額　　金１６０万円

貼用印紙代　　金１万３０００円

請　求　の　趣　旨

１　被告は、原告に対し、金１６０万円及びこれに対する令和６年１２月５日から支払済みまで年３分の割合による遅延損害金を支払え。

２　訴訟費用は被告の負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

請　求　原　因

第１　事案の概要

本件は、みんなでつくる党の代表者であった被告が、その代表者の善管注意義務に違背して債権者に支払うべき貸付金の返済をせず、政党資産を故意に隠匿したことで、債権者が本来受けられる弁済が不可能となった損害について、不法行為に基づく損害賠償請求を求める事案である。

第２　当事者

(1)　原告は、みんなでつくる党に対して、令和３年１１月３０日に貸し付けた金銭消費貸借契約に基づく貸金返還請求権として金４０００万円の貸金債権を保有する個人である（甲１）。

(2)　被告は、令和５年３月８日より現在に至るまで、旧政治家女子４８党（現：みんなでつくる党）の代表者を務める者である（甲２）。

(3)　みんなでつくる党とは、立花孝志氏によって設立された政治団体であり、過去の国政選挙によって得票率２％を達成し、かつ令和６年１月まで国会議員が１人以上所属していたことにより、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（以下、「法人格付与法」という）３条２項により国政政党としての地位及び登記を備えた法人であった（甲２）。

しかし、令和６年１月１６日、後述の事情によって、所属していた齊藤健一郎議員が所属しないことで、その国政政党としての地位を失った。

なお、みんなでつくる党は、令和６年３月１４日、債権者の申立てによる破産手続開始決定を受けており、現在破産管財人に森利明弁護士が選任されている（甲２）。

第２　請求の原因

１　事件の経緯

(1)　被告の代表者としての不法行為の要旨

本訴はみんなでつくる党の破産事件を大きな背景として、政党代表者の被告大津が政党資産を隠匿した結果、政党が令和６年度の政党交付金の受給資格を喪失することで財団資産を大きく毀損し、破産債権者が本来受けうる配当財源を約３億円失ったことについて、政党代表者としての背任行為を理由に、政党の破産債権者である原告が、政党の代表者被告大津の個人的責任を追及し、損害賠償請求を行うものである。

(2)　本訴係属中に破産手続開始決定の発令が見込まれること

被告大津綾香は、現在個人としての破産手続が債権者によって申し立てられており（東京地裁令和６年（フ）第７７０６号)、本訴係属中に被告個人について破産手続開始決定が下され、破産管財人が選任されることが予想されている。第一回審尋期日が、令和６年１２月２５日に予定される（甲３)。

破産手続開始決定発令後、本訴はその効果によって中断されるが（破産法第 44 条１項)、原告は被告大津の個人破産事件においても、破産債権者として破産債権届出を行う予定である。

本訴は、破産債権届出前に原告の法的請求権を明らかにすることを副次的な目的として行う訴訟手続である。

後述のとおり、原告と同一の損害を受けた破産債権者は、約３００名、金額で約１１億円存在しており、これら破産債権者らにも本訴請求内容を開示して、平等に破産債権届の機会を与える予定である。

(3)　前提となる事実（事件のこれまでの経緯）

ア　みんなでつくる党では、令和５年４月初旬、被告大津が、政党役員に無断でりそな銀行から預金を引き出そうと試みる詐欺未遂事件が確認され、党役員、債権者、党員などほぼ全ての利害関係者は被告大津に辞任を求めるとともに、役員会にて被告大津の解任決議がされるに至った（甲２の３/甲４)。

イ　しかし、被告大津は「党首は解任できない」などと党規約に代表者の解任規定が明記されていないことを理由に代表者に居座り、決して自ら代表者を辞任することはしなかった（甲２の３)。

ウ　令和５年４月当時、政党には、約３００名の破産債権者がおり、これら貸付債権は期限の利益がない債務であったため債権者から履行請求を受けた場合は直ちに返済義務が生じる債権であった（甲２の３)。

また、これら貸付債権は年５％の利息支払い義務があり、この利息は毎年の１２月末日が支払期限であるため、政党は令和５年１２月末日までに約５０００万円の利払いを債権者にしなければならなかった（甲２の３/甲７）。

エ　令和５年１０月頃まで、被告大津は、債権者からの返金請求に対して、「前代表者による利益相反行為だ」「借用書は偽造された疑いがある」などと債権者から提起された貸金返還請求訴訟については、弁護士をつけて争い、その返金を一切しなかった（甲６）。

オ　みんなでつくる党は令和５年度、４月、７月、１０月、１２月にそれぞれ約８３３０万円の政党交付金が支給された。

そのうち、りそな銀行に入金された４月と１０月分の約１億６６００万円はりそな銀行によって口座が凍結されて後日破産管財人によって回収されたが、７月、１２月の資金は被告大津が別口座によって引き出しを受け、これを債権者に一切公表せずに隠匿し続けた（甲５）。

カ　そして、令和５年１２月２４日に至り、同年１２月末日までに支払うべき債権者に対する利息金約５０００万円を、被告大津は代表者として支払わず、債権者へ利払い停止をホームページ上にて公示した（甲７）。

しかし、令和５年１２月当時、政党は銀行口座に返済が可能な原資があったが被告大津が資産を隠匿して債権者への返済を停止していた事実が、令和６年１１月の第二回債権者集会時に破産管財人から報告された（甲５）。

キ　みんなでつくる党は、令和元年の参議院選挙、前々回の衆議院選挙及び令和３年の参議院選挙において獲得した得票結果によって、令和６年度では**３億１０９３万１０００円**の政党交付金が得られる予定であった（甲８）。

ク　上記キの政党交付金は法人格付与法及び政党助成法に基づき支給される政党交付金であるが、この支給を受けるためには、各年度の始め（令和６年では１月１６日が提出期限）までに１名以上の国会議員が党所属届を総務省に提出する必要がある（甲９）。

仮に、国会議員が所属しないこととなると、国政選挙で所定の票を得ていたとしても、政党交付金の支給要件を欠くため、その年度の政党交付金は支給されず（法人格付与法第４条１項、政党助成法第３条１項）、当該政党が受け得た政党交付金は、他の国政政党に得票数に応じ分配される（甲１０／政党助成法第10条１項）。

ケ　令和６年１月１６日、政党に所属していた齊藤健一郎参議院議員は、被告大津に対し、「政党の資金が入金されている口座を明らかにしてほしい。開示するならば令和６年１月１６日提出期限の党所属届を提出する。令和６年度の政党交付金を債権者への返済原資として保全してほしい。」と、要請していた（甲１１）。

コ　令和６年１月１６日、被告大津は上記ケの齊藤参議院議員の要請を拒否し、資金を隠匿し続けたため、齊藤議員はもはやこれ以上の犯罪行為を繰り返すみんなでつくる党に所属することはできないと判断し提出期限までに党所属届を出さず、みんなでつくる党は令和６年の政党交付金が支給されないことが総務省から発表された（甲10ないし甲12）。

サ　上記の経緯の結果、みんなでつくる党は令和６年度に齊藤議員が所属すれば支給されることが確実視されていた約３億円の政党交付金を受給する資格を失い、その額は他の政党に分配されることとなった（甲８・甲10）。

シ　こうした経緯を注視していた政党の貸付債権者で原告廣井は、令和６年１月１８日に至り、もはやみんなでつくる党は破産管財人管理の下、政党資産を換価回収し、他の破産債権者にも按分して配当がなされるべき

と判断して、政党に対し債権者申立てによる破産を申し立て、破産手続開始決定が令和６年３月１４日に下された（甲２）。

ス　令和６年１１月１９日第二回債権者集会が東京地方裁判所で開催されたが、破産管財人の森利明弁護士は、被告大津が破産手続申立後に支払った①株式会社ホワイトリストに対する金４１５０万円の業務委託報酬及び、②おおつあやか後援会に支払った金２０００万円の寄附行為は明らかに破産財団を隠匿・毀損していると報告し、①については被告大津綾香を被告として、②についてはおおつあやか後援会を被告として損害賠償等請求訴訟を提起するに至った（甲５）。

また、破産管財人から令和６年３月１４日の破産手続開始後、破産管財人の管理する口座から複数回に分けて、合計金２９１万１３８８円の預金が違法に引き出されたため被告大津に返金請求をしているが、集会日現在返金がされていない旨の報告もあった（甲５）。当該預金の引き出しは管財人の管理する口座からの無断引き出しであるため窃盗ないし横領罪が成立する。

２　請求の原因事実（不法行為）

(1)　政党代表者としての地位

被告大津は、令和５年３月８日から現在に至るまでみんなでつくる党の党首兼代表者の地位にあり、その業務において誠実・適法に任務を行うべき善管注意義務を負う。

(2)　被告大津の背任の不法行為

ア　令和５年１２月２４日当時、政党にはりそな銀行によって凍結された約１億６６００万円のほかに、被告大津が受領・管理していた政党資金が同じく１億６６００万円ほどあった。

※　令和６年１１月１９日の債権者集会で、令和５年１２月２４日時点で政党が約５０００万円の利払いを行う原資があったことは破産管財人から報告されている。

イ　政党は令和５年１２月末日までに債権者に対し、利息金約５０００万円を支払う義務があり、返済原資も十分に確保されていたが、被告大津は正当な理由なく全債権者の利払いを停止する旨を公表した。

ウ　令和６年１月１６日に至り、それまで政党に所属していた齊藤健一郎参議院議員は、被告大津に対して、隠匿している政党名義の口座やその金額を明らかにするよう要求し、仮にこの要求に応じない場合は、資産隠匿の故意があると認め、令和６年度の党所属届は提出できないと伝えた。

国会議員として違法行為や債権者詐害行為を繰り返す政党には所属することが出来ない旨、明確に被告大津へその意思を伝えていた。

エ　被告大津は、前記(4)の齊藤健一郎参議院議員の要求を拒絶、無視をし、党の資金を管理していた銀行口座（後に武蔵野銀行と管財人の報告により判明）を明らかにしなかったため、同氏は令和６年１月１６日提出期限の党所属届を提出せず、総務省はみんなでつくる党の令和６年度の政党交付金支給額を０円とする旨決定し、公表した。

(3)　損害及び因果関係

ア　仮に、齊藤健一郎参議院議員が党所属届を提出していた場合、政党には**３億１０９３万１０００円**の政党交付金が入金される結果となり、政党の破産債権者は、破産管財人の報酬額等経費を除いた３億円は少なくとも配当額として増加し弁済されることが確実視できた。

イ　被告大津が政党の代表者として期限の到来した債務を弁済能力があるにもかかわらず故意をもって支払わず、政党の資金を隠匿し続けたため、

党に所属する齊藤健一郎議員を党所属困難となった結果、少なくとも3億円の政党交付金が支給されないという損害を政党に与えた。

ウ　破産管財人の報告によれば、政党には１６億４２１４万２９０６円の破産債権の届け出があるが、当該損害が発生しなければ、１６億４２１４万２９０６円に対し、少なくとも3億円が配当されたので、失った配当率は１８．２６％となる。

原告の債権額は金４０００万円であるから、配当されることが期待できた１８．２６%の損害額は少なくとも７３０万円存在する。

エ　本訴では原告の当該損害のうちの一部請求として、金１６０万円の請求を求める。

３　結論

以上のとおり、原告は、被告大津に対し、代表者としての任務違背の背任行為によって損害を被ったために、不法行為に基づく損害賠償及びこれに対する遅延損害金の支払を求めるものである。

以　上

証拠方法

１	訴状副本	１通
２	訴訟委任状	１通
３	各甲号証の写し	各１通

当事者目録

〒

原　告　　廣　井　　雅　樹

〒１０１－００５２　　東京都千代田区神田小川町２丁目４番１４号
フィールドクレストビル８階
村岡総合法律事務所　（送達場所）
原告代理人弁護士　　村　岡　　徹　也
電　話　０３－６４５８－３０２５
ＦＡＸ　０３－６７４０－８０２８

〒

債　務　者　　大　津　　綾　香

損害賠償請求事件
原　告　　廣井　雅樹
被　告　　大津　綾香

令和6年12月5日

証　拠　説　明　書

東京地方裁判所　民事部　　御中

原告訴訟代理人弁護士　村　岡　　徹　也

番　号	証拠の標目 (原本・写の別)	作 成 者	作 成 日	立　証　趣　旨
甲第１号証	仮差押決定書 (写し)	千葉地裁	令和5年6月23日	原告がみんなでつくる党に対して、金４０００万円の貸金返還請求権を有する事実
甲第２号証の１	登記事項証明書 (写し)	東京法務局	令和6年12月4日	みんなでつくる党の最新の登記内容
甲第２号証の２	履歴事項全部証明書 (写し)	東京法務局	令和5年8月28日	みんなでつくる党のこれまでの政党名の変更履歴
甲第２号証の３	ウィキペディア (写し)	ウィキペディア	令和6年12月3日	みんなでつくる党の概要
甲第２号証の４	破産手続開始決定書 (写し)	東京地方裁判所民事第20部	令和6年3月14日	令和６年３月１４日、みんなでつくる党が破産手続開始決定が下され、破産管財人に森利明弁護士が選任された事実
甲第３号証	期日請書 (写し)	村岡徹也	令和6年11月25日	被告大津を債務者とする債権者申立ての破産手続開始申立て事件があり、その第一回審尋期日が令和６年１２月２５日に行われる予定である事実
甲第４号証	デイリースポーツ記事 (写し)	デイリースポーツ	令和6年12月3日	令和６年４月初旬に被告大津が政党の役員（会計責任者）立花孝志氏の許可を得ずにりそな銀行参議院支店に赴き、不正に口座から出金をしようとした事実

甲第５号証	破産管財人報告書 （写し）	森利明 弁護士	令和6年11月19日	**破産管財人が報告した内容** １　政党の債権届出額が届出額が、16億6198万2524円である事実（３頁） ２　破産管財人から、被告大津綾香が金4150万円の損害賠償請求訴訟を、おおつあやか後援会が金2000万円の損害賠償請求訴訟を提訴された事実（１頁－番号２０・２１） ３　被告大津が破産手続開始決定後、政党の口座から金291万1388円を違法に出金した事実（１頁－番号１９）
甲第６号証	準備書面 （写し）	政治家女子 ４８党	令和5年10月16日	令和５年10月当時、被告大津は、原告から提訴された貸金返還請求訴訟において、「立花氏の利益相反で無効だ」「借用書は偽造だ」などと争い、その返金を拒絶する態度を示していた事実
甲第７号証	利払い停止のご連絡 （写し）	みんなでつくる党	令和5年12月24日	令和５年12月24日、みんなでつくる党代表大津は、支払期限の到来した債権者の利払いを停止した事実
甲第８号証	政党交付金計算書 （写し）	粟飯原美佳	令和6年12月4日	令和６年度みんなでつくる党が、国会議員が所属していれば交付が得られた政党交付金額が、金３億1093万1000円であった事実
甲第９号証	総務省（政治資金） （写し）	総務省	令和6年12月3日	政党交付金の支給要件として、所属議員が１人以上いなければならないこと（３頁）及び政党交付金の支給計算方法（６頁）
甲第１０号証	令和６年度 政党交付金交付決定 （写し）	総務省	令和6年4月1日	令和６年度みんなでつくる党は政党交付金支給額がゼロ円となった事実
甲第１１号証	東スポ記事 （写し）	東スポ	令和6年1月16日	令和６年１月１６日、齊藤健一郎参議院議員は、被告大津が政党の口座を議員に知らせず作成していた事実を認め、この口座の開示を求めていたが、被告大津がこの口座を開示せず隠匿し続けたため、同日期限の党所属届を提出しなかった事実
甲第１２号証	産経ニュース （写し）	産経新聞社	令和6年4月1日	令和６年度の政党交付金がみんなでつくる党がゼロ円となったのは、国会議員が党所属届を出さなかったことが原因である事実

甲第１号証

令和５年（ヨ）第６８号

仮　差　押　決　定

当事者の表示　　別紙当事者目録記載のとおり
請求債権の表示　　別紙請求債権目録記載のとおり

上記当事者間の債権仮差押命令申立事件について、当裁判所は、債権者の申立てを相当と認め、債権者に金１２００万円の担保（供託番号千葉地方法務局令和５年度金第５４７号）を立てさせて、次のとおり決定する。

主　　文

債権者の債務者に対する上記請求債権の執行を保全するため、債務者の第三債務者に対する別紙仮差押債権目録記載の債権は、仮に差し押さえる。

第三債務者は、債務者に対し、仮差押えに係る債務の支払をしてはならない。

債務者は、上記請求債権額を供託するときは、この決定の執行の停止又はその執行処分の取消しを求めることができる。

令和５年６月２３日
千葉地方裁判所民事第４部
裁　判　官　　田　中　正　哉

これは正本である
同日・同庁
裁判所書記官　遠　藤　陽　一

（別紙）

当事者目録

債　権　者　　廣　井　　雅　樹

〒１０５－０００１　東京都港区虎ノ門５丁目１１番１５号虎ノ門ＫＴビル２階
村岡総合法律事務所　（送達場所）
債権者　代理人弁護士　　村　岡　　徹　也
電　話　０３－６４５８－３０２５
ＦＡＸ　０３－６７４０－８０２８

〒２７３－０００５　千葉県船橋市本町１丁目１１番２９－１０１号
債　務　者　　政治家女子４８党
上記代表者代表者　　大　津　　綾　香

〒１００－８９２６　東京都千代田区霞が関２丁目１番２号中央合同庁舎第２号館
第三債務者　　国
代　表　者　　総務省支出官　赤　阪　　晋　介

以　上

（別紙）

請求債権目録

金４０００万円

ただし、債権者廣井雅樹が債務者に対して令和３年１１月３０日貸し付けた貸金返還請求権

以　上

甲第2号証の1

履歴事項全部証明書

東京都千代田区永田町二丁目９番６号十全ビル４０５号室
みんなでつくる党

会社法人等番号	０４００－０５－０２０５２５	
名　称	みんなでつくる党	
主たる事務所	東京都千代田区神田錦町三丁目１５番地１６－００５	
	東京都千代田区永田町二丁目９番６号十全ビル４０５号室	令和　６年　１月１１日移転 令和　６年　１月２６日登記
法人成立の年月日	令和１年８月１３日	
目的等	党の綱領及び政策を実現すること	
役員に関する事項	東京都港区南麻布二丁目３番２２号 代表者　　大　津　綾　香	令和　５年　３月　８日就任
	東京都千代田区丸の内二丁目５番２号三菱ビル９階９６９区光樹法律会計事務所 破産管財人　　森　　利　　明	令和　６年　３月１８日登記
破　産	令和６年３月１４日午後３時東京地方裁判所の破産手続開始	令和　６年　３月１８日登記
登記記録に関する事項	令和５年１１月６日千葉県柏市大室１７９９番地１９から主たる事務所移転	令和　５年１１月２４日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
（東京法務局管轄）

令和　６年１２月　４日
東京法務局台東出張所
登記官　　加　倉　井　栄　雄

整理番号　ミ０３１１７４　　＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

履歴事項全部証明書

甲第2号証の2

千葉県柏市大室１７９９番地１９
政治家女子４８党

会社法人等番号	０４００－０５－０２０５２５	
名　称	NHKから国民を守る党	
	NHKから自国民を守る党	令和　２年１２月２１日変更 令和　２年１２月２２日登記
	NHK受信料を支払わない方法を教える党	令和　３年　２月　５日変更 令和　３年　２月　８日登記
	古い政党から国民を守る党	令和　３年　５月１７日変更 令和　３年　５月１９日登記
	嵐の党	令和　３年　６月２８日変更 令和　３年　７月　１日登記
	NHKと裁判してる党弁護士法７２条違反で	令和　３年　７月２１日変更 令和　３年　７月２１日登記
	NHK受信料を支払わない国民を守る党	令和　４年　１月２０日変更 令和　４年　１月２７日登記
	NHK党	令和　４年　４月２５日変更 令和　４年　４月２６日登記
	政治家女子４８党	令和　５年　３月　８日変更 令和　５年　３月　８日登記
主たる事務所	千葉県船橋市本町一丁目１１番２９－１０１号	
	千葉県柏市大室１７９９番地１９	令和　５年　７月　３日移転 令和　５年　７月１０日登記
法人成立の年月日	令和１年８月１３日	

整理番号　今４１９８４７　　＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

千葉県柏市大室１７９９番地１９
政治家女子４８党

目的等	1　NHKの受信料制度について、多くの国民及び視聴者が真剣に考える機会を提供すること。 2　受信料制度に疑問や不満を感じている国民に、同制度に関する法律や条例を制定または改廃する機会を提供すること。 3　本会の目的を実現するため政治家を志す者に対し、その志を実現するための機会を提供すること。 4　本会の目的に共感し志を同じくする国民及び視聴者が協力して行動できる機会を提供すること。 5　強い正義感と責任感から内部告発をした者及び内部告発をしようとする者や、同じく内部告発に関わることによって精神疾患となった者が、その正義感や責任感が正当に評価され、その評価に相応しい職場環境での労働が実現するために最大限の援助をすること。 6　上記１ないし５の実現を目指すことにより、国政の発展と国民生活の向上を図り、あわせて会員相互の親睦を深めること。	
役員に関する事項	東京都葛飾区西新小岩一丁目３番４－５１３号 シティハイツ新小岩 代表者　立　花　孝　志	令和　４年１１月　９日住所移転 令和　４年１１月１０日登記
	東京都港区六本木三丁目７番１－１３０７号 代表者　立　花　孝　志	令和　５年　３月　８日辞任 令和　５年　３月　８日登記
	東京都目黒区上目黒三丁目１７番２号リセ中目黒１０３ 代表者　大　津　綾　香	令和　５年　３月　８日就任 令和　５年　３月　８日登記
	東京都港区南麻布二丁目３番２２号 代表者　大　津　綾　香	令和　５年　６月２０日住所移転 令和　５年　７月１０日登記
登記記録に関する事項	設立	令和　１年　８月１３日登記

整理番号　今４１９８４７　　＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

千葉県柏市大室１７９９番地１９
政治家女子４８党

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
（千葉地方法務局管轄）

令和　５年　８月２８日

東京法務局
登記官　佐　藤　美　智　代

整理番号　今４１９８４７　　＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

ウィキペディア
フリー百科事典
ウィキペディア

甲第2号証の3

みんなでつくる党

出典: フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』

みんなでつくる党（みんなでつくるとう）は、日本の政治団体。2013年に立花孝志によって設立された[16]。2023年3月に立花孝志のサプライズ戦略の一環で党首を大津綾香に交代したものの、やがて立花と大津が対立し党運営が混乱。2024年1月には立花派の国会議員2名が離党し、政党助成法における国政政党要件を失効した[17]。また地方議員2名も離党した。さらに同年3月14日には法人としての破産開始決定がなされた[18]。かつては日本放送協会（NHK）のスクランブル放送化の実現を最大の公約に掲げる単一論点政党であった[11][19]。

現在、国会議員、地方議員とも在籍なし。

公職選挙法上の略称は**みんつく**[20]。党本部は東京都千代田区に置かれる[21]。

諸派党構想により、関連の政治団体がある。各団体については#諸派党構想の節を参照。

2024年3月14日 債権者から東京地裁に破産を申し立てられ破産開始決定を受けた。

破産管財人より約7000万円の返還請求がなされている。

党名

2013年に元NHK職員の立花孝志により**NHK受信料不払い党**の名称で設立される[16]。2019年の参議院議員選挙に**NHKから国民を守る党**として出馬し、この選挙において1議席と2%以上の得票率を得て国政政党となった[22]。その後5度の党名変更を経て、2021年の衆議院議員選挙では**NHKと裁判してる党弁護士法72条違反で**[23]として、さらに2度の変更を経て2022年の参議院議員選挙では**NHK党**として出馬した。2023年11月6日より現党名の**みんなでつくる党**として活動している[24]。

結党以来、頻繁に党名を変更している行為については批判的な意見もある[25]。この党名変更を頻繁に繰り返す行為は同党員からも批判があり、党名変更を繰り返すことで党の運営方針に疑問を持ったり、或いは嫌気が差したりして離党した議員も少なくない。このような批判に対して立花は2021年10月18日に行われた日本記者クラブ主催の党首討論会において「われわれはお金を使わない選挙を目指している。政党名を変えるたびに報道されるので無料で目立つという戦略である。」と回答している[26]。

NHKから国民を守る党

● **日本の政治団体**

みんなでつくる党
みんなでつくるとう
Mintsuku / The Collaborative Party [1]

代表者（党首）	大津綾香[2][3][4]
成立年月日	2013年6月17日（政治団体として） 2019年7月30日（国政政党として）[注釈 1]
本部所在地	〒100-0014 ● 日本 東京都千代田区永田町2-9-6十全ビル405[5]
衆議院議席数	**0 / 465** (0%) (2024年5月13日現在)
参議院議席数	**0 / 248** (0%) (2024年5月13日現在)
市区町村議数	**0 / 29,608** (0%) (2024年1月16日現在[6])
党員・党友数	60人 (2024年5月8日現在[7])
政治的思想	ポピュリズム[8] 直接民主主義[9] 反共主義[10] NHKのスクランブル放送の実施[11] 税制改革[12] 最低限所得保障[13]
政治的立場	右派[14] - 極右[15]
政党交付金	0 円 (2024年度議員数)
2040005020525 (https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/henkorireki-johoto.html?selHouzinNo=2040005020525)	
公式サイト	みんなでつくる党 (https://www.mintsuku.org/)
特記事項：2024年3月14日破産手続開始決定	

2019年4月に実施された第19回統一地方選挙において、愛知県日進市議会議員選挙に党名が同一である候補者が存在したが[27]、これは本政党とは無関係の政治団体であった[28]。

2021年5月に党名が「古い政党から国民を守る党」へ改称されたことに伴い、党首の立花を含む党所属の各人を代表とする旧党名と同名の政治団体「NHKから国民を守る党」が多数設立された[29][30][31]。立花は自身のYouTubeチャンネルにおいて、これらの政治団体を設立した理由を「政党は『古い政党から国民を守る党』に改称したが、今後もこれらの政治団体を通じてNHK関連の活動を行うため」としている[32]。

「NHKから国民を守る党」時代のロゴ

NHKから自国民を守る党

2020年12月に「NHKから自国民を守る党」へ改称[33]した際、略称を「自民党」として届け出たが、総務省はこれに対して「『自由民主党』の略称を冒用していると認めざるをえず、かつ有権者の混乱をもたらすものであって、名称保護制度の趣旨に反する濫用的な届出である」として、この届け出を不受理とした[34]。党首立花は当初、この届け出が認められなかった場合には司法の判断を仰ぐ考えを示していた[35]が、不受理となった直後に略称を「NHK」に変更した[36]。

「NHKから自国民を守る党」時代のロゴ

NHKと裁判してる党弁護士法72条違反で

党名の後半部分に付けられていた「弁護士法72条[注釈 2]」とは、弁護士でない者が報酬目的で行う法律事務の取扱い行為、いわゆる非弁行為を禁止する規定であり[37]、NHKの外部委託会社が行う戸別訪問による受信料の集金業務がこの条に違反するとの主張を党は行っている[38][39]。2021年8月現在、この主張をめぐってNHKと裁判で係争中となっている[40][41]。

2020年12月改称時の「NHKから国民を守る党」のロゴ

2021年衆議院議員総選挙では「NHKと裁判してる党弁護士法72条違反で」の党名で戦った。立花は党名の語順について「倒置法を使って『NHKと裁判をしている』という大事な言葉を前にもってきた」とその狙いを説明している[40][42]。

「NHK党」時代のロゴ

2022年1月20日、党首の立花が執行猶予付きながら有罪判決を下されたことを受け[43]、党名を「NHK受信料を支払わない国民を守る党」に変更した[44]。

「政治家女子48党」時代のロゴ

みんなでつくる党

2023年3月、大津綾香が党首に就任することと党名が「政治家女子48党」とすることが発表された。

ところが当時既に党は支持者など333人から年5%の金利を約束して総額10億4000万円を借り入れていて、その一部の債権者が借金返済を要求、取り付け騒ぎが発生した[45]。立花は2023年3月の記者会見で、取り付け騒ぎは幹事長だった黒川を辞めさせるために自分が仕掛けたものだと語った[46]。大津によればもともと立花は『言うことをきくピエロが欲しい』ということを言っていて、この騒ぎを自分に党首を放り出させるためのものと思うとしている[46]。この後、大津は立花に党首辞任の圧力をかけられる一方で党立て直しのために経費カットや収入確保の途を図るが、大津は党内の立花らによる金銭使途が不透明であるとして立花率いる旧運営陣と対立することとなった[47]。

2023年4月前党首だった立花は記者会見し、大津綾香党首を除名処分にしたと発表。斉藤健一郎参院議員が代表に、自身が代表権のない党首にそれぞれ就いたとし、一方、大津は人事に同意しておらず自身が党首の立場にあると主張した[48]。

2023年11月６日、党臨時総会で党名を「みんなでつくる党」に変更することが決定された。大津は会見で、この変更を最後に、これ以上みだりに党名を変更しないことを強調した[49]。同年11月14日に総務省が11月6日付で党名変更を受理したことを発表している[50][51]。

2024年１月、大津は政党交付金の入金口座をあらたに設けたが、立花はそれを自身に開示するよう大津に要求したが拒否され、立花は16日夕に斉藤と浜田聡参院議員が「みんなでつくる党」を離脱すると発表[52]。両名も離脱の意志を固め、政党助成金の交付に必要な書類を16日中に党に提出しなかった[53]。「みんなでつくる党」は18日に両名の除名を決定、19日に処分について発表した[53][54]。両名は政治団体「NHKから国民を守る党」へ移籍した。

斉藤・浜田の両国会議員の離脱により「みんなでつくる党」は政党助成法上の政党要件の喪失し2024年度の政党交付金の受給資格を失うことが見込まれることとなったため、債権者らは18日に民事再生法の申し立てを取り下げ破産の申し立てにかえ、2024年3月14日にみんなでつくる党は破産手続きが開始された[18]。

甲第2号証の4

令和６年（フ）第２０７号

決　　定

東京都千代田区永田町二丁目９番６号　十全ビル４０５号室
債務者（破産者）　　みんなでつくる党
代表者代表者　　大津　綾香

主　　文

債務者みんなでつくる党について破産手続を開始する。

理　　由

一件記録によれば，債務者が支払不能の状態にあることが認められる。
よって，主文のとおり決定する。
なお，この決定に併せて，下記のとおり定める。

記

1　破産管財人　　東京都千代田区丸の内２丁目５番２号　三菱ビル９階９６９区　光樹法律会計事務所
弁護士　森　　利明

2　債権届出期間　　令和６年４月１８日まで

3　財産状況報告集会・計算報告集会・破産手続廃止に関する意見聴取のための集会の各期日
令和６年７月１６日午後２時

4　債権調査期日　　令和６年７月１６日午後２時

令和６年３月１４日午後３時
東京地方裁判所民事第２０部
裁　判　官　　髙　　田　　美　紗　子

これは正本である。

令和６年３月１４日
東京地方裁判所民事第２０部
裁判所書記官　　高　橋　　農

甲第３号証

令和６年（フ）第７７０６号　破産手続開始申立事件

申立債権者　ネット選挙株式会社

債務者　大津綾香

期日請書

令和６年１１月２５日

東京地方裁判所　民事第２０部特定管財９Ｂ係　御中

申立債権者代理人弁護士　村岡　徹也

上記当事者間の頭書事件について、審尋期日を令和６年１２月２５日午前１１時００分と指定されましたので、出頭致します。

甲第4号証

2023.04.10

旧Ｎ党が泥沼　「党銀行通帳」暴露の大津綾香氏　巨額不正出金未遂と言われ抗議「銀行は声明文を」

政治家女子４８党（旧ＮＨＫ党）が大津綾香党首を「除名処分」したと発表したことに対し、大津氏が「承認していない」と辞任拒絶している騒動で、大津氏が党首復帰した立花孝志氏との間で主張対立している党の銀行口座に関して、９日付ツイッター投稿で銀行に「事実を声明文で出してもらう予定です」「事実を声明文で発表すべきと明日連絡します」とした。

７日の党会見で立花氏は、大津氏に対する除名理由について説明。４月４日に大手都銀の参議院支店（参議院議員会館内）で、大津氏が党銀行口座を大津綾香名義に変更したとし「弁護士でもない人物が一緒に参議院会館に入ってきて口座の開設などをしている」と指摘した。

さらに７日午前に党が党代表者変更を明らかにしたところ、男性から銀行に電話があったと主張。「約９００万円の全額引き落としをしたいという電話があって」とし、立花氏は「１１０番通報」し、銀行側もストップしたことで「不正な出金の流れを止めることができた」とした。

これに対して大津氏はツイッターで反論。名義変更は「不正な会計の証拠保全のため」とし「１円も出金していません」。

銀行への電話は、党首変更手続きにより「保全した預金口座から不正に引き出されてしまうことを懸念したスタッフが、銀行に確認の電話をいれたそうです」としている。

８日付ツイッターでは党の銀行口座とみられる通帳の写真を投稿。４枚あり、疑義を記している。写真からは詳細がわかりにくいが、公党の銀行通帳が公にされる異例事態となっている。

広告

マウスだけで夜ふかし注意
Plarium Games
今

紙面購読　バックナンバー　電子版購読

主要ニュース
▶ 楽天退団の田中将　師匠が語る可能性
▶ 元Gイケメン 30年前の結婚式写真反響
▶ 皇治がフェラーリ納車 ロールスR売却
▶ ヤクルト・清水が４０００万減で更改
▶ オリ・鈴木 来季から登録名「博志」に

ランキング(芸能)
1 谷原章介、生放送の「ファティマ」発…
2 ＫＥＩＫＯ　ｇｌｏｂｅ忘年会でマス…
3 小栗旬　オーディションで一度も勝て…
4 明日花キララ　１２年前と最近の顔比…
5 「火野正子」名乗り代打の美人女優　…

広告

マウスだけで夜ふかし注意
Plarium Games
今

甲第5号証

財産目録及び収支計算書

令和6年(フ)第207号
破産者　みんなでつくる党
破産管財人弁護士　森利明

資産部分　開始決定日(令和6年3月14日)現在
収支計算部分　開始決定日から令和6年7月16日

＜資産及び収入の部＞

(敬称略)(単位：円)

番号	科目		簿価	収入	備考
1	予納金		4,985,214	4,985,214	申立債権者納付
2	現金		892,478	処理未済	簿価は「小口現金精算書」(破産者作成)記載金額、破産者代表者に返金要請中
3	預金	りそな銀行 (参議院支店・普通預金)	165,140,030	165,140,030	4口座
4		武蔵野銀行 (東京支店・普通預金)	43,132,886	40,221,498	2口座。差額2,911,388円は破産手続開始後の出金によるもの(19番参照)
5		三菱UFJ銀行 (船橋支店・普通預金)	316,372	216,105	差額は公共料金等の自動引落分
6		三井住友銀行 (船橋支店・普通預金)	10	10	
7	供託金		5,000,025	5,000,025	令和5年12月交付分政党交付金請求権の差押による供託金・利息(25円)につき払渡手続を行ったもの
8	供託金		1,005,596	1,005,596	令和5年7月交付分政党交付金請求権の仮差押による供託金・利息(8円)につき払渡手続を行ったもの
9	敷金・保証金返還		1,010,000	1,010,000	3物件
10	事務所什器備品		未評価	処理未済	破産者代表者に買取要請中
11	事務所保証金		960,000	処理未済	破産者代表者に破産財団への組入要請中
12	車両		3,350,000	3,350,000	3台
13	保険解約返戻金		25,840	25,840	自動車保険・火災保険
14	賃借建物入居者賃料相当額等請求		136,440	処理未済	
15	選挙供託金相当額返還		8,350,000	処理未済	三菱UFJ銀行口座入金分
16	貸付金	立花孝志	349,955,000	処理未済	簿価は「令和4年分収支報告書」記載金額
17		立花孝志ひとり放送局㈱	3,583,256	処理未済	同上
18	否認対象行為(預金差押・取立)		5,253,231	処理未済	債権者がりそな銀行の預金を差押えし、令和6年2月に取立
19	破産手続開始後の預金出金 (武蔵野銀行)		2,911,388	処理未済	4番参照。破産者代表者に返金要請中
20	「政党プロモーション・広報に関する業務委託契約に関する支払い」と説明されている出金		41,500,000	処理未済	支払先・内容が不明。支払い時期不明、あるいは、破産申立後の出金。破産者代表者に返金要請中
21	大津綾香後援会宛送金分		20,000,000	処理未済	破産申立て後になされた破産者代表者が代表となっている団体への送金。破産者代表者に返金要請中
22	破産者代表者経費精算重複分		300,000	処理未済	破産者代表者に返金要請中
	資産及び収入合計		657,807,766 +未評価	220,954,318 +処理未済	

① 秘密保持契約違反による損害賠償請求訴訟(請求額300万円)は、訴訟受継しない方向である。
② 破産者が主張する元所属国会議員に対する損害賠償請求については、内容を破産者代表者に確認中。
③ 今後の調査により、資産が追加となる可能性あり。

〈支出の部〉

番号	科　目	金額	備考
1	財団債権の弁済(公租公課)	1,670,797	裁判所の許可有、源泉所得税・社会保険料・労働保険料等が追加となる可能性あり
2	財団債権の弁済(和解による労働債権支払)	9,865,020	裁判所の許可有
3	財団債権の弁済(和解による賃貸人への支払)	330,593	裁判所の許可有、今後の明渡物件分が追加となる見込み
4	財団債権の弁済(社会保険労務士法人への支払)	100,000	退職(雇用保険)手続、裁判所の許可有
5	事務費	144,321	令和6年7月16日までの分
	支出合計	12,110,731	

破産法157条の報告事項

1 破産手続開始の決定に至った事情　：

破産者は、令和元年8月13日に設立され、法人格を付与された政党で、元々は立花孝志氏を代表者として「NHKから国民を守る党」という名称で活動していた。その後、名称を何度か変更し、現名称は、「みんなでつくる党」となっている。
破産者は、令和元年及び令和3年に呼びかけによる借入を行い、令和4年分の収支報告書では、借入は9億6630万円に上っていた。そのような中、令和5年3月に破産者の代表者の交代及び代表権の争いが発生し、そのこと等に端を発して、多数の債権者が破産者に対して訴訟や支払督促を行うなどの動きが出た後、債権者申立による民事再生の申立てがなされた。令和5年12月には、破産者は、債権者に対する利息の支払を停止する旨の通知をした。その後、破産者代表者と所属の国会議員との間で意見の対立がおき、その国会議員が令和6年1月の期限までに破産者に所属する届出を出さなかったため、破産者には、令和6年分の政党交付金が交付されない事態となった。この事態を受け、民事再生による再建は困難ということで、令和6年1月18日、破産者について、債権者申立による破産の申立てがされ、令和6年3月14日、東京地方裁判所において破産手続が開始された。なお、破産者は、破産の決定を不服として、東京高等裁判所に即時抗告を申立てたが、令和6年5月30日、即時抗告が棄却されたため、破産者は、最高裁判所に対し、特別抗告、許可抗告を行っており、現時点では、最高裁の判断はまだ出ていない。

2 破産者及び破産財団に関する過去及び現在の状況　：　破産手続開始申立書、財産目録及び貸借対照表記載のとおり

3 損害賠償請求権の査定の裁判、その保全処分を必要とする事情の有無　：　その他(確認中)

【破産】貸借対照表

令和6年(フ)第207号
破産者　みんなでつくる党
破産管財人弁護士　森利明

破産手続開始決定(令和6年3月14日)
作成日　令和6年7月16日現在

資産の部　　負債の部

(単位:円)

番号	科　目	評価額＝財団組入(見込)額	番号	科　目	評価額
1	予納金	4,985,214	1	一般破産債権(別除権付債権を除く)	1,642,142,906 (届出額ベース)※1
2	現金	未評価			
3	預金	205,577,643	2	財団債権(予納金返還)	4,985,214
4	供託金	6,005,621	3	財団債権(公租公課)	1,670,797 (及び額未定)　※2
5	敷金・保証金返還	1,010,000			
6	事務所什器備品	未評価	4	財団債権(和解による労働債権支払)	9,865,020
7	事務所保証金	未評価	5	財団債権(和解による賃貸人への支払)	330,593 (及び額未定)　※3
8	車両	3,350,000			
9	保険解約返戻金	25,840	6	財団債権(社会保険労務事務所への支払)	100,000
10	賃借建物入居者賃料相当額等返還	未評価	7	別除権予定不足額	0
11	選挙供託金相当額返還	未評価	8	(別除権付債権)	0
12	貸付金	未評価			
13	否認対象行為(預金差押・取立)	未評価			
14	破産手続開始後の預金出金	未評価			
15	「政党プロモーション・広報に関する業務委託契約に関する支払」と説明されている出金	未評価			
16	大津綾香後援宛送金分	未評価			
17	破産者代表者経費精算重複分	未評価			
	資産合計	220,954,318 +未評価		負債合計	1,659,094,530 +(及び額不明)

差引　資産不足額　　1,438,140,212　円　※4

【注】
※1　破産債権届出金額の合計金額(債権調査未済)
※2　源泉所得税・社会保険料・労働保険料等が追加となる可能性がある。
※3　今後の明渡物件分が追加となる見込みである。
※4　未評価の資産があること、及び、上記※1～3の事情があることから、少なからず変動する可能性がある。

令和5年分政党交付金の使途

令和6年7月16日現在

（単位：円）

1．令和5年分政党交付金

	交付時期	金額	入金先
政党交付金	令和5年4月交付	83,607,500	りそな銀行
	令和5年7月交付	83,607,500	代理人預り金口→破産者代表者口座→武蔵野銀行 （但し一部を除く、後記3．参照）
	令和5年10月交付	83,607,500	りそな銀行
	令和5年12月交付	83,607,500	武蔵野銀行 （但し一部を除く、後記3．参照）

合計　334,430,000

2．〈りそな銀行〉（4口座）

政党交付金	令和5年4月交付分	83,607,500	令和5年4月20日、総務省より振込
	令和5年10月交付分	83,607,500	令和5年10月20日、総務省より振込

合計　167,215,000

令和5年10月20日残高	175,558,796	【1】
令和6年3月14日残高 破産管財人回収額	165,140,030	【2】
差額【1】－【2】	10,418,766	【3】

≪差額の内訳≫	5,253,231	【4】債権者による預金の差押・取立
	5,201,836	【5】社会保険料差押
	−36,301	【6】その他入出金

小計　10,418,766　【7】

3．〈武蔵野銀行〉(2口座)

政党交付金	令和5年7月交付分	80,470,838	【8】令和5年11月6日入金、供託金払渡(▲3,136,662は、債権者仮差押分) 当初は代理人弁護士預り金口座に入金
	令和5年12月交付分	78,607,500	【9】令和5年12月20日、総務省より振込 (▲5,000,000は、債権者差押(取下済)による供託分)
	合計	159,078,338	【10】
	令和6年3月14日残高	43,132,886	【11】
	破産管財人回収額	40,221,498	【12】
	差額【10】−【12】	118,856,840	【13】
	≪差額の内訳≫	41,500,000	【14】 ◆当初の説明◆ 政党プロモーション・広報に関する業務委託費であり、委託先は複数であり、以下のとおり支払った、と説明 ①1.650万円は小口現金から令和6年1月15日支払 ②1,500万円は不動産会社(破産者代表者親族が代表者)が立替えたので、同社へ令和6年1月30日振込 ③1社への1,000万円の振込は、令和6年2月27日 ↓ 破産管財人より破産者代表者に対し、4,150万円全額の返金を求める書面を送付 ↓ ◆7月11日の説明◆ 委託先は1社であり、現在、同社との間で、業務委託契約を遡って解除して、4,150万円を返金してもらう方向で話をしている
		20,000,000	【15】大津綾香後援会(令和6年1月30日振込)
		18,656,674	【16】弁護士費用
		11,698,468	【17】報酬・人件費・業務委託費
		4,246,099	【18】十全ビル什器備品
		2,347,421	【19】十全ビル賃料等
		6,278,087	【20】旅費交通費・会議費・事務所費・通信費・交際費等
		1,607,595	【21】党役員後援会
		1,576,224	【22】印紙代等(代理人弁護士預り金口座より支出)
		2,911,388	【23】破産手続開始後の預金出金 (【11】−【12】)
		892,478	【24】小口現金(破産者が「小口現金精算書」にて管理)
		400,000	【25】強制執行停止保証金(代表者個人被告)
		34,540	【26】振込手数料
		6,733,262	【27】内容不明～現在、破産者代表者に確認中
		−25,396	【28】調整分(破産管財人で確認中)
	小計	118,856,840	【29】

甲第6号証

令和５年（ワ）第１２３５号　貸金返還請求事件

原　　告　　廣井　雅樹　外１１名

被　　告　　政治家女子４８党

令和５年１０月１６日

千葉地方裁判所民事第１部合Ａ係　御中

被告準備書面(1)

被　　告　　政治家女子４８党

上記被告訴訟代理人弁護士　　豊　田　賢　治

同　　弁護士　　石　垣　美　帆

【本案前の答弁の理由の補充】

第１　原告らの実在性、同一性が確認できないこと

１　原告廣井の住所として記載されている「大阪府大阪市城東区鴨野東２丁目１９番２号３０６号」は原告らの主張によれば創発株式会社の運営するバーチャルオフィスの住所であり（甲２の２）、原告廣井の実際の住所でも居所でもない。

２　民事訴訟規則第２条第１項によれば「当事者の氏名・・・及び住所」（同条項第１号）は訴状の必要的記載事項である。本件の訴状はその必要的記載事項が欠けているので、不適法といわざるを得ない。

３　他の原告らについても実在性、同一性に疑念無しとしない。少なくとも住民票その他の公的な客観的な資料をもって氏名及び住所が疎明され、真正な氏名及び住所が訴状に記載されなければならない。

第２　訴訟代理権の欠缺

(1)　弁護士は弁護士法第２２条によって日本弁護士連合会の会則を守る

べき義務を負うところ、日本弁護士連合会の会則によって委任された同会会規である弁護士職務基本規程（乙５）において「弁護士は・・・・その職務を行ってはならない」とされている以上、その職務を行ってはならないこととされる弁護士がその職務を行うことは弁護士法違反であり、公序良俗に反する。

(2)　類似の事例として、いわゆる認定司法書士が司法書士法に違反して訴訟の目的の価額が１４０万円を超える債権債務についてした訴訟代理は無効とされており（最判平成２８年６月２７日、民集７０巻５号１３０６頁、判時１６５４号１６９頁、判タ１４２８号２５頁）、共同親権を行う父母の一方が他方の意思に反して単独でした訴訟行為には民法第８２５条は適用されず、無効と解されている（最判昭和５７年１１月２６日、民集３６巻１１号２２９６頁、判時８５１号１頁、判例タ４８６号７７頁）。

(3)　本件での原告らの村岡徹也弁護士に対する訴訟委任は訴訟代理権限のない者に対する委任であり、村岡徹也弁護士が原告らを代理して訴状の提出その他の訴訟行為をすることはいずれも訴訟法上無効である。

【本案に対する予備的答弁】

第１　事案の概要

１　原告らが「一般市民」であるかは不知。「政治家女子４８党を支援する」者らであるかどうかも不知。

２　「金銭消費貸借契約に基づき」は否認する。少なくとも原告らの資金拠出日（振込日）において金銭消費貸借契約が締結されたことが確認できない。

３　仮に甲第１号証に添付の各「借用証」が真正なものであったとしても、当時の被告の代表者であった立花孝志が第三者の利益のために被告に不利な条件での借用の意思を表示することは利益相反行為として無効

である。

4　実際の本件の概要は、以下のとおりである。

(1)　被告の代表者であった立花孝志は、令和５年３月８日に代表者を引責辞任して後任を大津綾香に託したにもかかわらず、数週間後に不合理にも前言を翻して大津綾香を退任させて代わりに自身あるいは自身の傀儡（齊藤健一郎）を被告の代表者に据えようと企んだ。

(2)　その企みがうまく進まないことに業を煮やした立花孝志は、被告代表者である大津綾香を威迫し困惑させる手段として、自身が代表者であったときに被告に資金を拠出していた者らを扇動して、自身の代理人として長く業務を遂行していて自身と信頼関係のあった村岡徹也弁護士をして原告らの訴訟代理人として本件訴訟を提起させ訴訟行為の一切を担当させることとした。

(3)　本件の前段階として、立花孝志は被告の取引銀行に対して不当にも「被告において代表権争いがあり、大津綾香は正当な代表者ではないので取引を停止するように」という趣旨を申し伝え、大津綾香が被告の代表者として被告の取引銀行と取引することを妨害した。これにより少なくとも被告は少なくとも９０００万円の預金残高を利用することができない状態に置かれている（乙６　訴状）。

(4)　また、立花孝志は、本件の原告らを扇動して被告の国に対する政党交付金の交付請求権を仮差押えすることにより、被告が政党交付金を利用することを妨害した（乙７　仮差押決定）。

(5)　さらに、立花孝志は、本件の原告らの被告に対する請求権を申立債権として被告について民事再生手続開始の申立てをしたなどと言い募り、ＹｏｕＴｕｂｅやＸといったインターネット上のいわゆるＳＮＳで自らの独自の主張を繰り返し公表している。

(6)　以上から、本件訴訟は、誠実になされたものとは到底いえない。

第２　当事者

(1)　不知。

(2)　第１段落及び第２段落は認め、第３段落から第５段落まではいずれも否認する。大津綾香は正当な被告の代表者であり、その事実を争っているのは立花孝志及び齊藤健一郎である。問題行動をしていたのはその両人である。

(3)　不知。原告らの主張は、被告の前代表者である立花孝志と原告らが共謀して被告の現代表者である大津綾香を威迫し困惑させるために本訴を提起していることをよく表している。

第３　請求の原因

１　貸金返還請求

いずれも不知。政党に対する資金拠出であり、寄付であった可能性を否定できない。

２　請求の原因（各貸金債権について）

(1)　各貸付日に記載の金額の貸付けがなされたことは否認する。原告の主張からしても事実ではない。

(2)　被告としての正当な返還約束がされたこと及び記載の条件で合意されたことを否認する。当時の被告の代表者であった立花孝志が第三者の利益のために被告に不利な条件での借用の意思を表示することは利益相反行為として無効である。

３　履行期の到来

第１段落は否認する。村岡徹也弁護士は令和５年５月１５日時点で別件事件で被告の訴訟代理人であった者であり、そのような弁護士が被告の相手方となる原告らを代理して依頼者である被告に貸金返還請求をしても弁護士法違反として無効である。

第２段落は否認する。甲第１号証は被告（代表者大津綾香）が作成したものではない。被告名義がある点は、偽造である。

4　強く争う。

以上

甲第7号証

関係各位

2023年12月24日
みんなでつくる党
代表・党首　大津綾香

利払い停止のご連絡

本党の支持者・支援者など、関係各位には、前代表の立花孝志氏をはじめとする旧執行部らの不法行為などにより、現在に於いても尚、適切な党運営が行えず、党の会計についても十分に把握が出来ない状況が続いておりますことについて、まずは心からお詫びを申し上げます。

私、大津綾香は、3月8日に党代表に就任して以来、これまでの党運営や不透明な資金の流れについて深い憤りを感じつつも、党の置かれた状況の把握と党運営の適正化に向けた取り組みを真摯に進めて参りました。

党の会計については、前代表・会計責任者でもあった立花孝志氏より適切な引き継ぎが行われず、会計資料等の引渡しも為されなかったため、本年8月2日に東京地裁に対して会計資料等の引渡しを求める仮処分の申立てを行い、その裁判の過程で行われた和解に基づき、本年10月11日に一部の会計資料等の引渡しを受けることができました。

引き渡された会計資料等の調査では、数多くの問題が判明しており、多額の党の資金が不正に流出していたことなども確認されたことから、現在、不適切な各種契約の解除や立花孝志氏らに対する損害賠償請求訴訟を行うなどの対応を進めているところです。

これら引渡しを受けた会計資料等には、党の債権・債務についての基本的な資料が不足しており、債権者名簿や債権者別の入出金の経過等を示す資料なども無いため、事実確認には個別の調査を行うなどの対応が必要な状況です。

また現在、村岡徹也弁護士を代理人とする民事再生の申立てが為されており、裁判所の調査委員によって、民事再生の手続きを進めていくことが妥当であるか、否かについての調査が進められております。

以上のようなことから、本党としては、これまで年度末に行ってきた利払いについては、これを停止することに致しました。

今後は、民事再生手続きに関する調査結果を踏まえ、債権・債務の実態を確認した上で、適切な対応を検討して参りたく考えております。

皆さまに於おかれましては、以上のことにつき深いご理解とご賢察を賜り、寛恕を以てご協力を賜りたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

みんなでつくる党　http://www.mintsuku.org/
〒101-0054　東京都千代田区神田錦町三番地15番地16-005　電子メール：contact@mintsuku.org

甲第8号証

政党交付金の計算報告書

令和６年１２月３日

東京地方裁判所　民事部　御中

NHK から国民を守る党
監　事　　粟飯原　美佳

私は、みんなでつくる党（旧：政治家女子４８党）の監事（会計担当者）であったものですが、令和６年１月１６日にみんなでつくる党に国会議員が１名所属していた場合、同党に令和６年度交付される政党交付金額が、以下のとおりである旨ご報告いたします。

１　計算根拠（別紙を参照）

総務省から公表された「政党交付金のあらまし／甲８」６頁の政党交付金額と交付手続において説明された計算根拠を下に、別紙のとおり計算を行いました。

２　令和６年度支給が予定されていた額

仮に令和６年１月１６日みんなでつくる党に国会議員が所属する旨の届出が総務省に提出されていた場合には、みんなでつくる党には別紙の投票結果が得られていますので、以下の額が、令和６年度の同党の政党交付金として支給されたこととなります。

金３億１０９３万１０００円

以　上

令和6年度交付政党助成金内訳

政党名	所属議員数	割合	議員割政党助成金	令和３年衆議選				令和４年参院選				令和元年参院選						I+K+T+U			
				小選挙区a	割合	比例代表b	割合	比例代表	割合	選挙区	割合	比例代表	割合	選挙区	割合	比例割合c	選挙区割合d	得票数割	総得票数	得票数割政党助成金	合計助成金額
自由民主党	379	56.91%	8,973,230,462	27,626,235	13.20%	19,914,883	9.50%	18,256,245.412	38.38%	20,603,298.241	47.78%	17,712,373.119	40.36%	20,030,330.963	51.07%	9.84%	12.36%	44.90%	124,143,367.725	¥7,080,059,505	¥16,053,289,000
立憲民主党	133	19.97%	3,148,917,286	17,215,621	8.23%	11,492,095	5.48%	6,771,945.011	14.24%	8,154,330.036	18.91%	9,183,567.635	20.93%	9,135,742.363	23.29%	4.40%	5.28%	23.38%	61,953,301.895	¥3,686,522,950	¥6,835,440,000
日本維新の会	61	9.16%	1,444,240,259	4,802,793	2.29%	8,050,830	3.84%	7,845,995.352	16.50%	5,533,657.454	12.83%	4,907,844.388	11.18%	3,664,530.000	9.34%	3.46%	2.77%	12.37%	34,805,650.661	¥1,950,208,486	¥3,394,448,000
公明党	59	8.86%	1,396,888,119	872,931	0.42%	7,114,282	3.39%	6,181,431.937	13.00%	3,600,490.000	8.35%	6,536,336.451	14.90%	3,913,359.000	9.98%	3.49%	2.29%	9.59%	28,218,830.789	¥1,511,985,009	¥2,908,873,000
国民民主党	17	2.55%	402,493,187	1,246,812	0.60%	2,593,396	1.24%	3,159,625.890	6.64%	2,038,654.596	4.73%	2,215,231.709	5.05%	2,072,546.636	5.28%	1.46%	1.25%	4.55%	13,326,267.255	¥716,820,334	¥1,119,313,000
れいわ新選組	8	1.20%	189,408,559	248,280	0.12%	2,215,648	1.06%	2,319,156.016	4.88%	989,716.000	2.30%	2,280,252.750	5.20%	214,438.000	0.55%	1.26%	0.36%	2.79%	8,267,490.901	¥439,941,062	¥629,349,000
社会民主党	3	0.45%	71,028,209	313,193	0.15%	1,018,588	0.49%	1,258,501.715	2.65%	178,911.000	0.41%	1,046,011.520	2.38%	191,820.000	0.49%	0.63%	0.11%	1.38%	4,007,025.296	¥217,180,546	¥288,208,000
参政党	1	0.15%	23,676,070		0.00%		0.00%	1,768,385.409	3.72%	2,018,214.627	4.68%		0.00%		0.00%	0.46%	0.59%	1.05%	3,786,600.120	¥165,544,604	¥189,220,000
教育無償化を実現する会	5	0.75%	118,380,349		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.000	¥0	¥118,380,000
合計	666	100.00%	15,768,262,500	52,325,865.948	25.00%	52,399,721.963	25.00%	47,561,286.742	100.00%	43,117,271.954	100.00%	43,881,617.572	100.00%	39,222,766.962	100.00%	25.00%	25.00%	100.00%	278,508,534.641	¥15,768,262,500	¥31,536,520,000

(仮)

令和6年度交付政党助成金内訳(斉藤議員が所属して助成金交付団体となった場合)

政党名	所属議員数	割合	議員割政党助成金	令和３年衆議選				令和４年参院選				令和元年参院選						I+K+T+U			
				小選挙区a	割合	比例代表b	割合	比例代表	割合	選挙区	割合	比例代表	割合	選挙区	割合	比例割合c	選挙区割合d	得票数割	総得票数	得票数割政党助成金	合計助成金額
自由民主党	379	56.82%	8,959,777,343	27,626,235	13.16%	19,914,883	9.36%	18,256,245.412	37.40%	20,603,298.241	46.59%	17,712,373.119	39.48%	20,030,330.963	49.16%	9.61%	11.97%	44.10%	124,143,367.693	¥6,953,548,677	¥15,913,326,000
立憲民主党	133	19.94%	3,144,196,271	17,215,621	8.20%	11,492,095	5.40%	6,771,945.011	13.87%	8,154,330.036	18.44%	9,183,567.635	20.47%	9,135,742.363	22.42%	4.29%	5.11%	23.00%	61,953,301.881	¥3,627,093,429	¥6,771,289,000
日本維新の会	61	9.15%	1,442,074,981	4,802,793	2.29%	8,050,830	3.78%	7,845,995.352	16.07%	5,533,657.454	12.51%	4,907,844.388	10.94%	3,664,530.000	8.99%	3.38%	2.69%	12.14%	34,805,650.650	¥1,913,687,919	¥3,355,762,000
公明党	59	8.85%	1,394,793,834	872,931	0.42%	7,114,282	3.34%	6,181,431.937	12.66%	3,600,490.000	8.14%	6,536,336.451	14.57%	3,913,359.000	9.60%	3.40%	2.22%	9.38%	28,218,830.779	¥1,479,274,747	¥2,874,068,000
国民民主党	17	2.55%	401,889,749	1,246,812	0.59%	2,593,396	1.22%	3,159,625.890	6.47%	2,038,654.596	4.61%	2,215,231.709	4.94%	2,072,546.636	5.09%	1.43%	1.21%	4.45%	13,326,267.250	¥701,853,868	¥1,103,743,000
れいわ新選組	8	1.20%	189,124,588	248,280	0.12%	2,215,648	1.04%	2,319,156.016	4.75%	989,716.000	2.24%	2,280,252.750	5.08%	214,438.000	0.53%	1.23%	0.35%	2.73%	8,267,490.898	¥431,132,670	¥620,257,000
社会民主党	3	0.45%	70,921,720	313,193	0.15%	1,018,588	0.48%	1,258,501.715	2.58%	178,911.000	0.40%	1,046,011.520	2.33%	191,820.000	0.47%	0.61%	0.11%	1.35%	4,007,025.294	¥213,026,445	¥283,948,000
参政党	1	0.15%	23,640,573		0.00%		0.00%	1,768,385.409	3.62%	2,018,214.627	4.56%		0.00%		0.00%	0.45%	0.57%	1.02%	3,786,600.118	¥161,353,800	¥184,994,000
教育無償化を実現する会	5	0.75%	118,202,867		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.000	¥0	¥118,202,000
仮) みんつく	1	0.15%	23,640,573	150,542.18	0.07%	796,788.00	0.37%	1,253,872.47	2.57%	1,106,508.02	2.50%	987,885.33	2.20%	1,521,344.00	3.73%	0.60%	0.78%	1.82%	5,816,940.072	¥287,290,945	~~¥310,931,000~~
合計	667	100.00%	15,768,262,500	52,476,408	25.00%	53,196,510	25.00%	48,815,159.209	100.00%	44,223,779.976	100.00%	44,869,502.898	100.00%	40,744,110.962	100.00%	25.00%	25.00%	100.00%	284,325,474.636	¥15,768,262,500	¥31,536,520,000

※10月に行われた衆院選において再計算されますので多少の減額が発生する見込みです。

甲第9号証

政党助成制度
の
あらまし

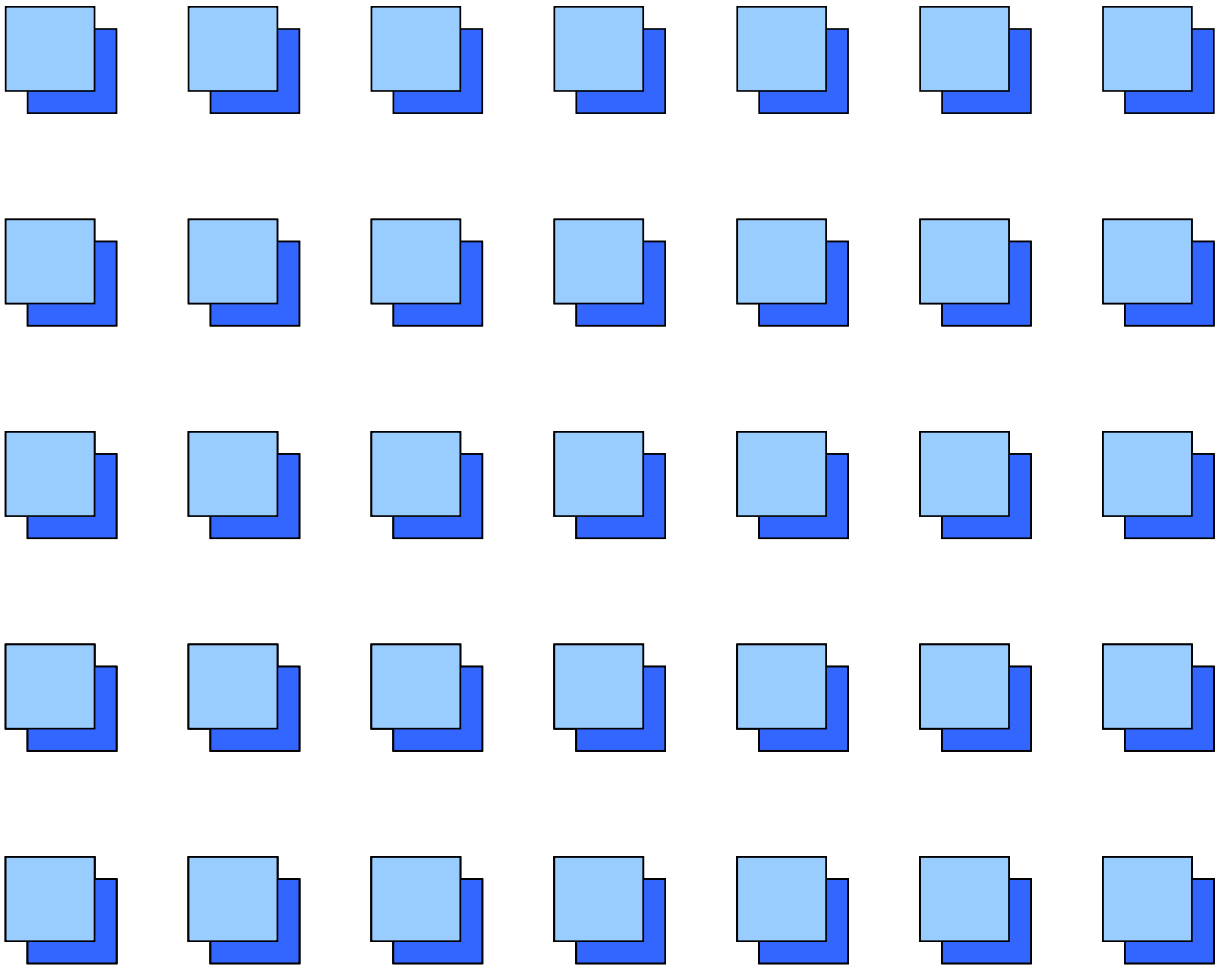

目　次

Ⅰ　政党助成制度

Ⅱ　政党交付金の交付の対象となる政党

Ⅲ　政党の届出

Ⅳ　政党交付金の額の算定と交付手続

Ⅴ　政党交付金の会計経理

Ⅵ　政党交付金の使途等の報告

Ⅶ　使途等報告書の公表

Ⅷ　政党の解散・合併・分割等

Ⅸ　政党交付金の返還、罰則等

Ⅰ　政党助成制度

政党助成制度

政党助成制度は、議会制民主政治における政党の機能の重要性にかんがみ、選挙制度及び政治資金制度の改革と軌を一にして創設された、国が政党に対する助成を行うことにより、政党の政治活動の健全な発達を促進し、もって民主政治の健全な発展に寄与することを目的とした制度です。

政党助成法（平成６年２月４日公布、平成７年１月１日施行）には、政党助成を行うにあたって必要な政党の要件、政党の届出その他政党交付金に関する手続きのほか、政党交付金の使途の報告などについて定められています。

政党交付金の総額

毎年の政党交付金の総額は、人口（基準日（通常１月１日）の直近において官報で公示された国勢調査の結果による確定数）に 250 円を乗じて得た額を基準として予算で定めることとされており、令和２年国勢調査人口により算出すると、約 315 億円となります。

250 円 × 126,146,099 人（令和２年国勢調査人口）＝31,536,525 千円

総務大臣は、政党の届出のあった各政党に対して交付すべき政党交付金の額について、その所属国会議員数、衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙の得票総数に応じて算出します。

政党交付金の使途

国は、政党の政治活動の自由を尊重し、政党交付金の交付に当たっては、条件を付し、又はその使途について制限してはならないとされています。

政党は、政党交付金が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、その責任を自覚し、その組織及び運営については民主的かつ公正なものとするとともに、国民の信頼にもとることのないように、政党交付金を適切に使用しなければならないとされています。

政党交付金の使途の適否については、使途の報告を通じて広く国民の前に明らかにして、国民の監視と批判にまつこととされています。

Ⅱ　政党交付金の交付の対象となる政党

１　政党の要件

政党交付金の交付の対象となる政党は、「政治資金規正法」上の政治団体（※）であって、次の①②のいずれかに該当するものです。

①所属国会議員が５人以上

②所属国会議員が１人以上、かつ、次のいずれかの選挙における全国を通じた得票率が２％以上のもの
- ○ 前回の衆議院議員総選挙（小選挙区選挙又は比例代表選挙）
- ○ 前回の参議院議員通常選挙（比例代表選挙又は選挙区選挙）
- ○ 前々回の参議院議員通常選挙（比例代表選挙又は選挙区選挙）

※政治資金規正法においては、下記の活動を本来の目的とする団体又は主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体が**「政治団体」**とされています。
①政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること
②特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること

なお、他の政党に所属している国会議員が所属している場合は、いずれの政党も政党助成の対象になりません。

２　法人格の取得

政党交付金は、「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律」（以下「法人格付与法」といいます。）の規定に基づく法人である政党に対して交付することとされています。そのため、政党交付金の交付の対象となる政党であっても、法人格を取得するまでは政党交付金の交付を受けることができません。

法人格付与法に定める政党の要件（上記１と同じ）を満たす政党は、中央選挙管理会に所定の届出を行い、その確認を受け、主たる事務所の所在地で登記することにより、法人となることができます。

Ⅲ　政党の届出

１　政党交付金の交付を受ける政党の届出

政党交付金の交付を受けようとする政党は、**基準日**（通常１月１日）現在における次に掲げる事項を記載した**政党届**を、基準日の翌日から起算して１５日以内に、総務大臣に届け出なければなりません。

～政党届の記載事項～

○ 名称（略称を用いている場合には名称及びその略称）
○ 主たる事務所の所在地
○ 代表者、会計責任者及び会計責任者の職務代行者の氏名等
○ 会計監査を行うべき者の氏名等
○ 所属する衆議院議員又は参議院議員の氏名等
○ 次に掲げる選挙の得票総数
　・ 前回の衆議院議員総選挙（小選挙区選挙・比例代表選挙）
　・ 前回の参議院議員通常選挙（比例代表選挙・選挙区選挙）
　・ 前々回の参議院議員通常選挙（比例代表選挙・選挙区選挙）
○ 支部の数、名称及び主たる事務所の所在地等

ほか

この届出には、次の文書を併せて提出しなければなりません。

～添付文書～

○ 綱領その他の当該政党の目的、基本政策等を記載した文書
○ 党則、規約その他の当該政党の組織、管理運営等に関する事項を記載した文書
○ 所属する衆議院議員又は参議院議員としてその氏名等を記載されることについての承諾書等

ほか

Ⅱ１の政党の要件を満たしている政党であっても、政党届の届出を行わない政党は、政党交付金の交付を受けることができません。

２　総選挙又は通常選挙が行われた場合の届出

基準日後に衆議院議員総選挙（以下「**総選挙**」といいます。）又は参議院議員通常選挙（以下「**通常選挙**」といいます。）が行われた場合は、選挙基準日現在における１に掲げる事項を記載した政党届を、選挙基準日の翌日から起算して１５日以内に、総務大臣に届け出ることとされています。

選挙基準日は、議員の任期と選挙期日との関係で決まります。

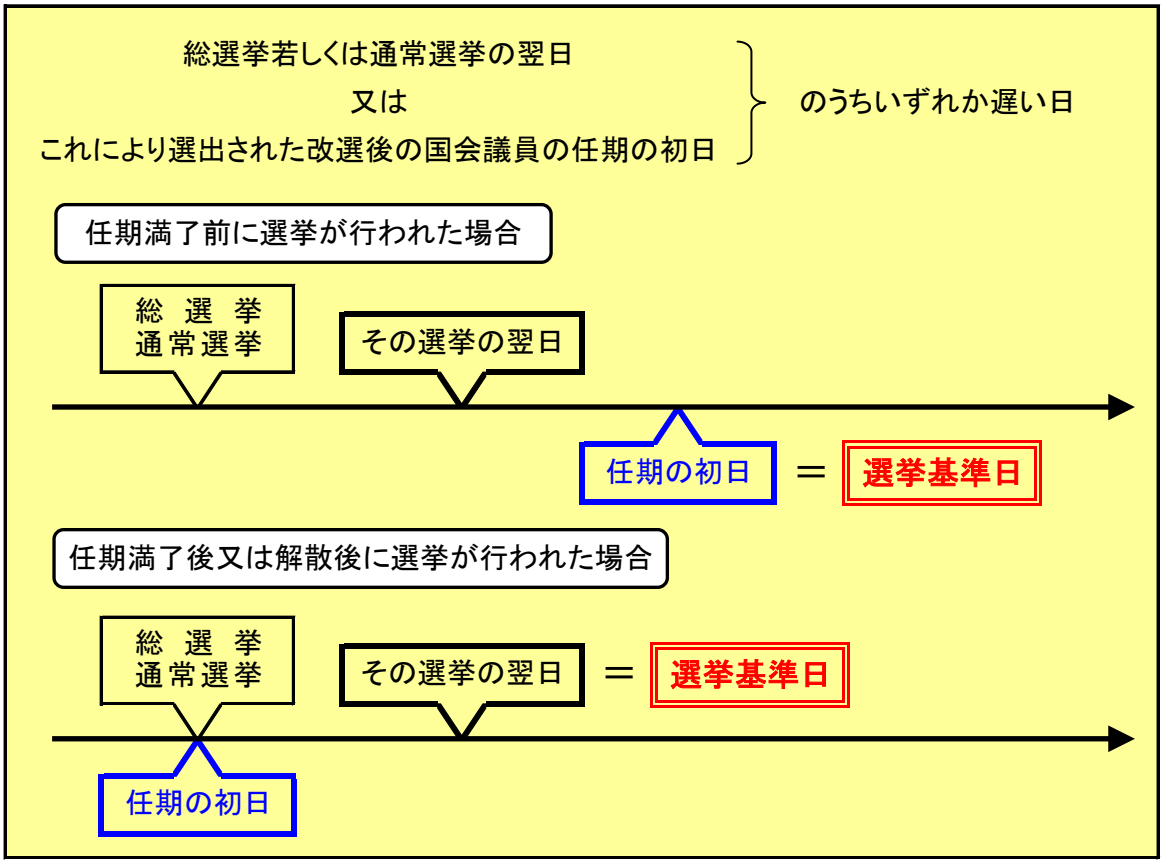

３　届出事項の異動

１及び２の届出の後に、代表者や所属国会議員の異動、支部の新設・解散など、政党届の記載事項又は添付文書の内容に異動が生じた場合は、その旨の**届出事項の異動届**を異動の日の翌日から起算して７日以内に、総務大臣に届け出なければなりません。

４　届出事項の公開

届出事項は官報により告示されます。また、政党届及び添付文書は、告示の日から５年間、総務省で閲覧することができます。

Ⅳ　政党交付金の額の算定と交付手続

１　政党交付金の配分

（１）交付すべき額の算定

各政党から届出のあった政党届（基準日現在）に基づき、総務大臣は届出のあった政党に対して交付すべき政党交付金の額を算出します。

政党交付金は**議員数割**と**得票数割**で構成され、政党交付金の総額の２分の１は議員数割で、残り２分の１は得票数割で計算し、その合算額が交付すべき額となります。

・**議員数割**（所属の衆議院議員及び参議院議員の数に応じて交付すべき政党交付金）

・**得票数割**（総選挙又は通常選挙における得票数に応じて交付すべき政党交付金）

議員数割と得票数割の計算方法は、それぞれ次のとおりです。

区　　分			各政党に対して交付すべき政党交付金の額の計算
議員数割（政党交付金総額の１／２）			議員数割（１／２）× $\frac{\text{当該政党の国会議員数}}{\text{届出政党の国会議員数の合計}}$ ①
得票数割（政党交付金総額の１／２）	衆議院議員総選挙（前回）	小選挙区	得票数割（１／２）× １／４ × 得票割合 ②ａ
		比例代表	得票数割（１／２）× １／４ × 得票割合 ②ｂ
	参議院議員通常選挙（前回・前々回）	比例代表	得票数割（１／２）× １／４ × 得票割合の平均（前回・前々回） ②ｃ
		選挙区	得票数割（１／２）× １／４ × 得票割合の平均（前回・前々回） ②ｄ
各政党に対して交付すべき政党交付金の額			①　＋　②（ａ～ｄの計）

得票割合　＝ $\frac{\text{当該政党の得票数}}{\text{届出政党の得票数の合計}}$

「得票割合」は、有効投票総数に対する得票率とは異なります。

各政党に対して交付すべき政党交付金の額は、予算成立後に交付決定されます。

総務大臣は、交付決定を行ったときは各政党に対して交付すべき政党交付金の額を通知するとともに、官報により告示します。

（２）政党交付金の交付手続

（１）により算定された額は、年４回に分けて（４月、７月、10 月、12 月）、各政党からの交付請求に基づいて交付されます。

交付請求の期限は原則として各月とも 10 日まで、交付金は 20 日に交付されます。

各月の交付額：４月分…算定額の 1/4、７月分…残額の 1/3、10 月分…残額の 1/2、12 月分…残額

※交付請求手続きに際しては、政党は法人格付与法に基づく法人である旨の「登記事項証明書」が必要となりますので、それまでに同法に基づく法人格を取得している必要があります。

２　総選挙又は通常選挙が行われた場合の再算定

総選挙又は通常選挙が行われた場合は、Ⅲ２の政党届（選挙基準日現在）に基づき、再算定を行います。

この場合、各政党に対して交付すべき政党交付金の額は、基準日現在の政党届に基づき算出した額の月割額にその年の１月から選挙基準日の属する月までの月数を乗じた額と、選挙基準日現在の政党届に基づき算出した額の月割額に残りの月数を乗じた額との合算額となります。［例１］（更に総選挙又は通常選挙が行われた場合には、この例により改めて算定を行うこととされています。［例２］）

［例1］ 総選挙又は通常選挙が行われ、選挙基準日が8月になった場合

１月～８月の月割額	＝	基準日（１月１日）現在で算出した額	×	$\frac{1}{12}$	… **A**
９月～12月の月割額	＝	選挙基準日（８月）現在で算出した額	×	$\frac{1}{12}$	… **B**

各政党に対して交付すべき政党交付金の額 ＝ **A**×８ ＋ **B**×４

［例2］ 例1の後、更に総選挙又は通常選挙が行われ、選挙基準日が10月になった場合

１月～８月の月割額	＝	**A**			
９月～10月の月割額	＝	**B**			
11月～12月の月割額	＝	選挙基準日（10月）現在で算出した額	×	$\frac{1}{12}$	… **C**

各政党に対して交付すべき政党交付金の額 ＝ **A**×８ ＋ **B**×２ ＋ **C**×２

甲第10号証

報道資料

くらしの中に
総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和６年４月１日

令和６年分政党交付金の交付決定

政党助成法（平成６年法律第５号）に基づく各政党からの基準日（令和６年１月１日）現在の届出により、各政党への政党交付金の交付額について、本日下記のとおり決定しました。

記

自由民主党	16,053,289,000円
立憲民主党	6,835,440,000円
日本維新の会	3,394,448,000円
公明党	2,908,873,000円
国民民主党	1,119,313,000円
れいわ新選組	629,349,000円
社会民主党	288,208,000円
参政党	189,220,000円
教育無償化を実現する会	118,380,000円

（注１）　政党の記載順は、令和６年分交付決定額の金額順です。

（注２）　第１回目の交付は、４月１０日までに請求書を提出した政党に対して、４月１９日に上記の４分の１の額を交付します。
（政党交付金は、年４回に分けて（４月、７月、１０月、１２月）、各政党からの交付請求に基づいて交付されます。）

（連絡先）
自治行政局選挙部政党助成室
電話：（代表）03-5253-5111
（直通）03-5253-5582
（E-mail）senkyo.shikin@soumu.go.jp
（注）迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「@」を「@」に置き換えてください。

令和６年分政党交付金交付決定額

（単位：円）

政党の名称（略称）	議員数割（1/2）		得票数割（1/2）		年間交付決定額（A）＋（B）	
	（A）	比率（%）	（B）	比率（%）	（C）	比率（%）
自由民主党（自民党）	8,973,230,461	56.91	7,080,059,505	44.90	16,053,289,000	50.90
立憲民主党（民主党）	3,148,917,286	19.97	3,686,522,950	23.38	6,835,440,000	21.67
日本維新の会（維新）	1,444,240,259	9.16	1,950,208,486	12.37	3,394,448,000	10.76
公明党（公明）	1,396,888,119	8.86	1,511,985,009	9.59	2,908,873,000	9.22
国民民主党（民主党）	402,493,186	2.55	716,820,334	4.55	1,119,313,000	3.55
れいわ新選組（れいわ）	189,408,558	1.20	439,941,062	2.79	629,349,000	2.00
社会民主党（社民党）	71,028,209	0.45	217,180,546	1.38	288,208,000	0.91
参政党（参政）	23,676,069	0.15	165,544,604	1.05	189,220,000	0.60
教育無償化を実現する会（教育）	118,380,349	0.75	0	0.00	118,380,000	0.38
合計	15,768,262,500	100.00	15,768,262,500	100.00	31,536,520,000	100.00

（注1） 表中の記載順は、令和6年分交付決定額の金額順です。

（注2） 各欄の比率は表示単位未満四捨五入のため、合計と一致しない場合があります。

（注3） 令和6年分政党交付金の総額は、令和2年国勢調査人口（126,146,099人）に250円を乗じて得た額を基準として予算で定めた額で、31,536,525,000円です。この総額の2分の1（15,768,262,500円）が、議員数割と得票数割のそれぞれの総額となります。
なお、各政党の「議員数割(A)」と「得票数割(B)」は、一円未満切り捨てのため合計と一致しません。
また、各政党の「年間交付決定額(C)」は、政党助成法の規定により千円未満を切り捨てて算定されるため、同欄の合計（31,536,520,000円）と政党交付金の総額（31,536,525,000円）は一致しません。

政党交付金の令和６年分交付決定額及び令和５年分交付額の増減

（単位：千円）

政党の名称（略称）	令和6年分 交付決定額 (A)	比率(%)	令和5年分 交付額 (B)	比率(%)	増減額 (A)－(B)	増減率(%)
自由民主党（自民党）	16,053,289	50.90	15,910,110	50.45	143,179	0.9
立憲民主党（民主党）	6,835,440	21.67	6,832,599	21.67	2,841	0.0
日本維新の会（維新）	3,394,448	10.76	3,351,451	10.63	42,997	1.3
公明党（公明）	2,908,873	9.22	2,869,898	9.10	38,975	1.4
国民民主党（民主党）	1,119,313	3.55	1,173,251	3.72	△ 53,938	△ 4.6
れいわ新選組（れいわ）	629,349	2.00	619,691	1.96	9,658	1.6
社会民主党（社民党）	288,208	0.91	260,166	0.82	28,042	10.8
参政党（参政）	189,220	0.60	184,923	0.59	4,297	2.3
教育無償化を実現する会（教育）	118,380	0.38	－	－	118,380	皆増
みんなでつくる党（みんつく）	－	－	334,430	1.06	△ 334,430	皆減
合計	31,536,520	100.00	31,536,519	100.00	1	0.0

（注1） 表中の記載順は、令和6年分交付決定額の金額順です。

（注2） 各欄の比率は表示単位未満四捨五入のため、合計と一致しない場合があります。

甲第11号証

離党した斉藤議員（左）と浜田議員

斉藤健一郎、浜田聡議員が「みんつく党」離脱　大津綾香氏は口座情報開示せず

2024年1月16日 18:30

コメント | 30

東スポWEB　東スポWEB

斉藤健一郎参院議員が１６日、大津綾香氏が党首を務めるみんなでつくる党（旧政治家女子４８党、旧ＮＨＫ党）に所属せずに無所属で活動する意向を固めた。

斉藤氏はこの日夕、Ｘ（旧ツイッター）に「私、参議院議員　斉藤健一郎は今年より政党は無所属となり、会派ＮＨＫから国民を守る党として活動していきます」とポストした。

斉藤氏は大津氏と代表権争い中だが、この日までに総務省に党所属届を申請する必要があった。斉藤氏は前日に苦渋の決断をしたとして、残留を表明。この日、申請する予定だったが、午後になって大津氏が政党交付金の受け皿となる口座を新たに作っていたことが判明。立花孝志氏が午後６時に期限を設定し、大津氏に口座の銀行名開示を迫っていた。

大津氏はＸに「政党助成金は党執行部として適切に管理しています。入金口座がどこかは執行部でない所属議員が知る必要のない事項」と回答を拒否した。

アクセスラ
最新 2
1

#百田尚樹 #立花
2

#メーガン妃
3

#斎藤元彦

甲第12号証

Ad

令和６年の政党交付金　自民が１６０億円で１２年連続首位　前年比１億４３１７万円増

2024/4/1 17:22

総務省は１日、令和６年分の政党交付金の配分額を決定した。自民党が１６０億５３２８万円で１２年連続の首位。５年より１億４３１７万円増となった。２位は立憲民主党の６８億３５４４万円で、前年から２８４万円増えた。交付金総額は３１５億３６５２万円。

交付金は１月１日現在の所属国会議員数と直近の衆院選、過去２回の参院選の得票数に応じて配分。４、７、１０、１２月の４回に分け交付される。

３位は、日本維新の会で、前年より４２９９万円増額の３３億９４４４万円。以下、公明党２９億８８７万円、国民民主党１１億１９３１万円、れいわ新選組６億２９３４万円、社民党２億８８２０万円、参政党１億８９２２万円、教育無償化を実現する会１億１８３８万円の順番だった。昨年末結党の教育には初めての交付となる。

制度に反対する共産党は交付を申請していない。みんなでつくる党は、所属議員から同意を得られなかったため、交付に必要となる届け出書類を提出していない。

ジャンル ： **政治** | 政策

Recommended by outbrain